



平成 25 年度 税制改正大綱

今回は、1 月 29 日に閣議決定された平成 25 年度の税制改正大綱の主なポイントをご紹介します。

1. 個人所得税

●所得税の最高税率の引き上げ（平成 27 年分より適用）

課税所得 4,000 万円超 … <現行>40% → <改正>45%

●住宅ローン控除の適用期限を平成 29 年 12 月 31 日まで延長

住宅借入金の年末残高に対する控除率は 1.0% で、控除期間は 10 年となりますが、居住の用に供する時期により控除限度額が異なります。

① 平成 26 年 1 月から 3 月までに居住の用に供する場合

2,000 万円 <控除対象借入限度額> × 1.0% × 10 年 = 200 万円 <最大控除額>

② 平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までに居住の用に供する場合

4,000 万円 <控除対象借入限度額> × 1.0% × 10 年 = 400 万円 <最大控除額>

※ ②については、消費税率が 8% または 10% により住宅を取得等した場合の金額であり、5% により取得等した場合には①の金額となります。

2. 法人税

●国内雇用者に対する給与等支給増加額の 10% 税額控除の新設

<適用期間> 青色申告法人の平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度

<適用要件> ① 給与等支給増加額 ÷ 基準事業年度の支給額 ≥ 5%

② その事業年度の支給額が前事業年度の支給額を下回らないこと等

※ 給与等支給増加額 … (その事業年度の給与等支給額 - 基準事業年度の給与等支給額)

※ 基準事業年度 … 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに開始する事業年度 (1 年決算法人の場合)

※ 控除限度額 → 法人税額の 10% (中小企業者等は 20%)

※ 個人所得税についても同様の規定が新設されます。

●中小法人の交際費等の損金算入額の拡大

交際費等は、中小法人の法人額の計算上、最大で 540 万円 (600 万円 × 90%) までしか費用として認められていませんが、今回の改正で 800 万円 (800 万円 × 100%) まで認められることとなります。

3. 相続税

●基礎控除額 (非課税枠) の縮小 (平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続から適用)

<現行>5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数 → <改正>3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数

●小規模宅地の特例対象面積の拡充 (平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続から適用)

① 現行法では、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等については、一定要件のもと、240 m² までにつき評価額を 80% 減額できますが、今回の改正で限度面積が 330 m² まで拡大されます。

② 現行法では、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等については、一定要件のもと、400 m² までにつき評価額を 80% 減額できますが、上記①で限度面積まで特例を受ける場合には、事業用の特例は受けられません。今回の改正では、居住用と事業用それぞれにつき限度面積までの減額が併用できることとなります。

4. 贈与税

●暦年課税の税率構造の見直し (平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から適用)

税率構造を二種類に分け、最高税率を 50% から 55% に引き上げるとともに、一定額については税率が軽減されます。

●教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の新設

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに、30 歳未満の子・孫等の教育資金に充てるため金銭等を拠出し、金融機関等に信託等した場合には、受贈者 1 人につき 1,500 万円まで贈与税が非課税となります。

●相続時精算課税の適用要件の拡充 (平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から適用)

相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者に、20 歳以上の孫 (現行法では推定相続人のみ) を加え、贈与者の年齢要件を 60 歳以上 (現行法では 65 歳以上) に引き下げられることとなります。

詳しい内容につきましては、土田会計事務所までお尋ねください。

土田会計事務所

担当: 山田晃司

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567